



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月5日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 川口 国雄

賃金指導官 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

## 福井県最低賃金 時間額 858円を答申

### —現行830円を28円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）は、本年6月23日、福井労働局長（山崎直紀）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月5日、福井労働局長に対して答申を行った。

内容は、現行の福井県最低賃金時間額を28円、引上げ率にして3.37%引上げ、1時間858円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。（発効予定日 令和3年10月1日）